

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成17年11月30日付け高河第208号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち、「不法占用物件たる屋台（パン・牛乳販売所）の個人所有者氏名」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。また、「その他の事業を営む個人の事業に関する情報」については、平成19年度答申第34号に基づく実施機関の決定により既に異議申立人に公開されており、当該部分に係る異議申立てについては、その利益がないため、却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高河第208号の諮問に係るもの】

- (1) 平成16年度以降の高松漁港の各漁港施設についての巡回監視業務を実施した際の一切の記録の全部（写真、電磁的記録も含む。）
- (2) 平成16年度以降の高松漁港の各漁港施設についての網（各種の網

類), 浮き, その他の漁具に関する占有許可申請書および使用許可申請書の各全部

平成17年10月31日: 請求人からの公開請求を受付

平成17年11月14日: 実施機関が一部公開の決定

平成17年11月17日: 請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は, 次のとおりである。

- (1) 本件処分は, 高松市情報公開条例(平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。)の解釈・適用を誤った違法な処分であり, 本件処分を取り消し, 全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は, 条例の非公開事由に該当しない。さらに, 同通知書別紙の1の(1)の行政文書については別紙の2の(1)のウの非公開部分を除いて全部開示をすることとしているが, 開示されていない。虚偽記載である。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には, 適法に処分理由が明示されていないので, 高松市行政手続条例8条に違反し, 本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は, 概ね次のとおりである。

高松漁港は, 高松市の沿岸中央部に位置し, 県内有数の漁業基地となっており, 小型底曳網・敷網・刺網・釣り漁業の沿岸漁業と, ノリ等海面養殖漁業を主体としている。

また, 漁港に隣接して物流の拠点である高松市中央卸売市場があり, 生鮮魚介類供給の一翼を担っている。

高松漁港の整備は, 昭和28年~29年度(修築事業), 昭和30年~37年度(修築事業), 昭和38年~43年度(修築事業), 昭和44年~4

7年度（修築事業），昭和48年～50年度（改修事業），平成元年～2年度（局部改良）により漁港整備が行われ，現在に至るものである。

(1) 団体代表者の印影ならびに個人の住所，氏名，電話番号，印影およびナンバープレートについて

団体代表者の印影については，管理施設の占有・工作物設置許可申請書等の行政文書に押印されているものである。また，個人の住所，氏名，電話番号，印影およびナンバープレートについては，漁港施設内の不法占有物件の撤去について（通知）等の行政文書に記載されているものである。

団体代表者の印影については，公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから，これを公開することは本人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し非公開が相当である。また，個人の住所，氏名，電話番号，印影およびナンバープレートについては，特定の個人を識別することができ，または他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができるため，条例7条1号に該当し非公開が相当である。また，漁港施設内の不法占有物件の撤去について（通知）（平成16年10月13日起案）決裁・通知文・平面図・高松市漁港条例については，文書公開決定通知書のとおり，適切に開示されている。

なお，対象行政文書中の「その他の事業を営む個人の事業に関する情報」については，平成19年度答申第34号に基づく実施機関の決定により，異議申立人に公開している。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

本件対象行政文書は，請求内容2－（1）に係るものについては，決裁文書「漁港施設内の不法占有物件の撤去について（通知）（平成16年9月15日起案）（平成16年9月16日起案）（平成16年9月2

1 日起案) (平成 16 年 9 月 30 日起案) (平成 16 年 10 月 1 日起案) (平成 16 年 10 月 13 日起案) (平成 16 年 10 月 22 日起案) (平成 16 年 10 月 29 日起案) (平成 16 年 11 月 11 日起案) (平成 16 年 12 月 14 日起案) (平成 17 年 1 月 28 日起案)」, 「漁港施設の適正な管理について(通知) (平成 16 年 9 月 21 日起案)」, 「高松漁港「不法占用」撤去指導一覧」, 「高松市管理漁港・港湾内における不法占用(通知文・送付表)写真」, 「高松漁港「不法占用」撤去指導経過報告書(平成 16 年 11 月 15 日現在)」, 「瀬戸内漁業協同組合協議について(平成 17 年 3 月 8 日実施)協議録・写真」, 「高松漁港不法占用物巡回指導表(平成 17 年 1 月 28 日作成)協議録・写真」, 「高松漁港不法占用調査報告(平成 16 年 11 月 17 日作成)報告書・写真」および「高松漁港不法占用調査報告書(平成 16 年 10 月 6 日作成)報告書・写真・調査一覧表」, 請求内容 2-(2)に係るものについては, 「管理施設の占有・工作物設置許可申請書(23 件)」および「市漁港施設利用届(4 件)」であり, いずれも一部公開の決定を行った。以下, 当該文書の非公開部分について検討する。

(1) 団体代表者の印影, 個人の住所および電話番号, 印影およびナンバープレートについて

当該情報は, 文書「漁港施設内の不法占用物件の撤去について(通知)」, 「高松漁港不法占用調査報告(日報)」, 「管理施設の占有・工作物設置許可申請書」, 「市漁港施設利用届」および「市漁港施設の占有・工作物設置許可申請書」に記載されている。

団体代表者の印影については, 公表すべき合理的理由および必要性は無く, かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから, これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。よって, 条例 7 条 2 号に該当するものとして, 実施機関が非公開とした処分は相当である。

個人の住所および電話番号, 印影およびナンバープレートについては, 特定の個人を識別することができ, または他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため, 条例 7 条 1

号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 個人の氏名について

当該情報のうち、文書「漁港施設内の不法占用物件の撤去について（通知）」、「高松漁港『不法占用』撤去指導経過報告書」，「高松漁港『不法占用』撤去指導一覧」，「高松漁港不法占用調査報告（日報）」，「高松漁港不法占用調査報告書」および「高松漁港『不法占用』調査一覧表」中の，不法占用物件たる屋台（パン・牛乳販売所）の個人所有者氏名については，事業を営む個人の事業に関する情報として，公開すべきである。それ以外の該当文書中の個人の氏名については，特定の個人を識別することができるため，非公開とした実施機関の処分は相当である。

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年11月30日	諮問書受付
平成20年 3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年11月27日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申